

8 医 務 第 1040 号
令和 8 年 6 月 26 日

関係保健所長殿

医 務 課 長

医療法第 5 条の 2 に基づく医師少数区域等で勤務した医師を認定する
制度に係る周知について（依頼）

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり令和 8 年度
版リーフレットの送付がありました。

つきましては、保健所職員及び管内医療機関へ周知をお願いいたします。

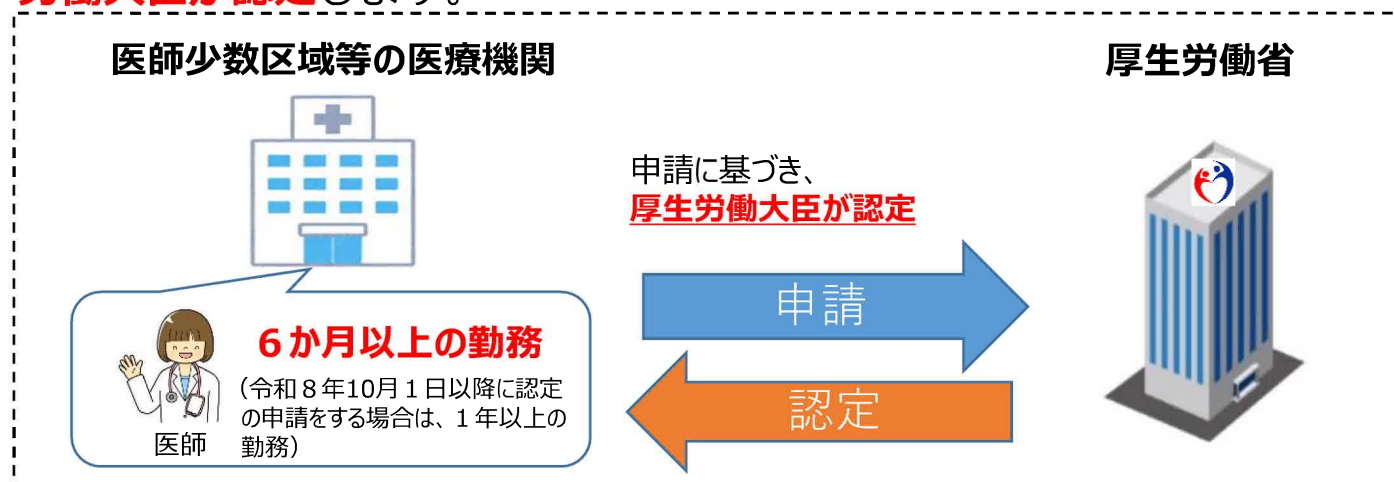
なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会には別に通知しま
した。

担 当	地域医療支援室 医師確保推進グループ
電 話	052-954-6659 (ダイヤルイン)
ファックス	052-954-6918
電子メール	chiikiiryouisien@pref.aichi.lg.jp

医療法第5条の2に基づく 医師少数区域経験認定医師制度のご案内

■ 認定について

医師少数区域等（※1）に所在する病院又は診療所における医師の勤務を促進することを目的に、医療法第5条の2に基づき、当該病院等で**6か月以上勤務**（※2）し、診療や保健指導等に従事した医師を**厚生労働大臣が認定**します。



■ 認定を受けた場合

認定を受けた医師、当該医師が所属する医療機関は以下の制度が適用できます。

医師

- ① **管理者の資格**：地域医療支援病院、公的医療機関である病院、国立病院機構の開設する病院、地域医療機能推進機構の開設する病院、労働者健康安全機構の開設する病院の管理者

医療法第5条の2に基づく認定を受けた場合、地域医療支援病院、公的医療機関である病院、国立病院機構の開設する病院、地域医療機能推進機構の開設する病院、労働者健康安全機構の開設する病院の管理者となることができます。（2020年度以降に臨床研修を開始した医師が管理者となる場合）

医療機関

- ② **補助金**：医師少数区域等で勤務を継続するためのスキルアップ支援

医師少数区域等で診療を行う認定医師のスキルアップを目的とした研修費等について、補助を受けることができます。（詳細な内容については各都道府県へご確認ください）

医師

- ③ **優遇融資**：医師少数区域等における診療所等の開設に係る融資条件の優遇

認定医師が、医師少数区域等において、診療所等を開設する際、建築資金等の融資条件の優遇融資が受けられます。

<照会先（制度）>

厚生労働省医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室

電話番号 03-5253-1111（内線4148）

メールアドレス ishi-kakuho@mhlw.go.jp

厚生労働省ホームページ（医師確保対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kinkyuu/index.html

<照会先（認定の申請、補助金、優遇融資）>

認定の申請、認定後の補助金及び優遇融資の各照会先は裏面をご確認ください。



※1 医師少数区域等…都道府県が医師確保計画で定める医師少数区域及び医師少数スポット。

医師少数区域等一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/001138084.pdf>

※2 令和8年10月1日以降に認定の申請をする者については、1年以上勤務。

認定制度の詳細及び各種照会先

<認定制度の詳細>

■認定の要件

医師少数区域等に所在する病院又は診療所で6か月以上勤務し、かつ、当該病院等において次の業務を全て行ったことがある医師を認定します。

- ① 個々の患者の生活状況を考慮し、幅広い病態に対応する継続的な診療や保健指導（患者の専門的な医療機関への受診の必要性の判断を含む。）
[地域の患者への継続的な診療、診療時間外の患者の急変時の対応、在宅医療 等]
- ② 他の医療機関や、介護・福祉事業者等との連携
[地域ケア会議や他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンス等への参加 等]
- ③ 地域住民に対する健康診査や保健指導等の地域保健活動 [健康診断や予防接種等の実施 等]

<医師少数区域等における6か月以上※¹の勤務※²とは>

※¹ 医師免許取得後9年以上経過していない場合は、原則として連続した勤務（妊娠・出産等による中断は可）とするが、9年以上経過した場合は、断続的な勤務の積算も可。

※² 認定の対象となるのは、2020年度以降の勤務とする。（臨床研修中の期間を除く。）

■申請内容

- 勤務した医療機関名と所在地
- 勤務した期間
- 業務内容 等

<各種照会先>

■認定の申請 ※認定の申請をする医師の住所地の都道府県を管轄する**地方厚生（支）局**

地方厚生（支）局	電話番号	ホームページ	管轄地域
北海道厚生局	011-709-2311	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/ji/ishinintei_00001.html	北海道
東北厚生局	022-726-9263	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/newpage_00188.html	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	048-740-0754	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kanatoshinetsu/shinsei/ji/newpage_00283.html	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	052-971-8836	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihoukuryoku/gyomu/bu_ka/ji/newpage_00309.html	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	06-6942-2492	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinkei/newpage_00262.html	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	082-223-8204	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/ji/ishi_shousuukuiki_nintei_00002.html	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国厚生支局	087-851-9566	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/shinsei/kenko_fukushi/ninteishi_00001.html	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州厚生局	092-472-2366	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/ji/minority_areas.html	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

■認定後の医療機関向けの補助金 ※医療機関の所在地の都道府県

照会先等

所在地である都道府県庁の健康福祉担当課に、「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業」について、お問合せください。

■認定後の医師向けの優遇融資

（独）福祉医療機構	電話番号	ホームページ	地域
本部（東京）	03-3438-9937	https://www.wam.go.jp/hp/kakujuu/	開設地が東日本の方
大阪支店	06-6252-0219		開設地が西日本の方